

スマホを見ながら 所有山林に行こう！

～地籍調査の境界をスマホで確認する方法を学ぶ研修会～

こんな人におススメの内容です！

- ✓ 山林を相続したが所在が分からない
- ✓ 地籍調査の杭が見当たらない
- ✓ 所有山林の場所を子や孫に伝えたい

日時
場所

令和6年 11月2日 土 10:00-16:00

大江町中央公民館「ぷくらす」(山形県西村山郡大江町大字本郷丁373-1)

開会

10:00 受付は9:30から

午前

(室内研修)

- ・山林の相続、相続登記義務化について
- ・公図と14条地図(地籍調査の有無)について
- ・境界をスマホで確認する方法

午後

(大江町大山自然公園に移動)

- ・スマホを持って現地へ
～画面を見ながら境界杭を探そう～

(現地解散予定)

お問い合わせ

山形県林業グループ連絡協議会
Email: sinrinkyokai2@bz01.plala.or.jp
山形県村山総合支庁森林整備課
Email: tannoyu@pref.yamagata.jp

FAX: 023-666-4332
(TEL: 023-666-4331)
FAX: 023-621-8158
(TEL: 023-621-8285)

担当：原

担当：丹野

■留意事項・持ち物

- ・当日は、スマートフォンをお持ちください。
- ・大江町中央公民館で室内研修後、大江町大山自然公園に各自移動します。
- ・昼食は、各自お取りください。
- ・午後は林内を歩きます。長袖、長ズボン、手袋等、長靴、雨具等持参してください。

